

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年3月23日
【事業年度】	第58期（自 平成19年1月1日 至 平成19年12月31日）
【会社名】	株式会社ノーリツ
【英訳名】	NORITZ CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼代表執行役員 神崎 茂治
【本店の所在の場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078) 391-3361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 加部 利明
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区江戸町93番地
【電話番号】	(078) 391-3361 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼常務執行役員 管理本部長 加部 利明
【縦覧に供する場所】	株式会社ノーリツ東京支店 (東京都新宿区西新宿2丁目6番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年3月28日に提出いたしました第58期（自平成19年1月1日至平成19年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレートガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第4【提出会社の状況】

##### 3【配当政策】

（訂正前）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施して行くことを基本としつつ、連結ベースの配当性向35%を目標として、経営環境等も勘案した上で実施してまいります。また、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより実質的な株主還元の一層の強化を図っていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、企業価値の増加を図るために、環境に対応した新技術の研究開発、品質保証体制の整備・拡充、新規事業の開拓等を中心に効率的に活用してまいります。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、1株につき中間配当金14円及び期末配当金14円を含めまして、年間配当金28円を予定しております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（以下省略）

（訂正後）

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけております。配当につきましては継続的かつ安定的に実施して行くことを基本としつつ、連結ベースの配当性向35%を目標として、経営環境等も勘案した上で実施してまいります。また、配当に加えて自己株式取得も機動的に組み合わせて行うことにより実質的な株主還元の一層の強化を図っていきたいと考えております。

内部留保金につきましては、企業価値の増加を図るために、環境に対応した新技術の研究開発、品質保証体制の整備・拡充、新規事業の開拓等を中心に効率的に活用してまいります。

また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、1株につき中間配当金14円及び期末配当金14円を含めまして、年間配当金28円を実施させていただきます。

当社は、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

（以下省略）

## 6【コーポレートガバナンスの状況】

(訂正前)

- (1)～(6) 省略
- (7) 株主総会の特別決議要件  
(以下省略)

(訂正後)

- (1)～(6) 省略
- (7) 中間配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を目的として、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

- (8) 株主総会の特別決議要件  
(以下省略)